

# 県担当者による離島対策支援事業紹介の事例（香川県）

## <状況>

- ・各市町村において住民への周知活動を実施しているものの、申請台数増加に結びついてない(別方向からの周知方法が必要)

⇒ 県担当者より県内自動車関連事業者へ離島対策支援事業の周知を実施

- ・“自動車リサイクル法離島対策支援事業のお知らせ”を作成
- ・各団体を訪問し、団体会員への展開を依頼

県内自動車関連事業者団体へ  
離島対策支援事業の紹介  
&  
最終所有者に対する周知の依頼

香川県自動車整備振興会  
日本自動車販売協会連合会香川県支部  
香川県中古車販売商工組合

最終所有者への  
周知を依頼

対象市町村・離島・申請窓口  
が明記されている

## <参考にしていきたいポイント>

県担当者による以下の活動

- ・ 自動車関連事業者への案内文による本支援事業の積極的な周知
- ・ “ ” から最終所有者への制度利用の周知依頼
- ・ 案内文内に“関連市町村”・“対象となる離島”・“申請窓口”を紹介

## ○案内文

自動車関連事業者団体へ  
案内文による周知

平成18年11月14日

(社)香川県自動車整備振興会  
(社)日本自動車販売協会連合会香川県支部  
香川県中古自動車販売商工組合  
会員(組合員)各位

香川県廃棄物対策課長  
(公印省略)

### 自動車リサイクル法離島対策支援事業のお知らせ

平成17年1月に本格施行となった使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)ですが、平成18年4月から同法による離島対策支援事業として海上輸送費支援制度が始まっています。

この制度は、離島振興法等の対象となる地域で発生した使用済自動車を離島外へ海上輸送し、自動車リサイクルシステムにより廃車処分する場合、使用済自動車の最終所有者が負担した当該海上輸送費用の8割(直島町においては全額)を関係市町が補助することで、離島における使用済自動車の適正処理を推進しようとするものです。

香川県内において、この事業の対象となる離島は下記のとおりとなっておりますので、関係する離島から使用済自動車の引き取りを行った場合には、最終所有者へこの制度の利用を周知いただきますようお願いいたします。

なお、具体的な申請手続きにつきましては、下記の関係市町の補助申請窓口へ御照会いただきますようお願いいたします。

記

### <香川県内において補助の対象となる離島と補助申請窓口>

市町名	対象となる離島	補助率	補助申請窓口
高松市	男木島、女木島	海上輸送費用の80%	高松市廃棄物指導課 電話 087-839-2380
丸亀市	本島、牛島、広島、手島、小手島	海上輸送費用の80%	丸亀市生活課 電話 0877-24-8809
観音寺市	伊吹島	海上輸送費用の80%	観音寺市伊吹支所 電話 0875-29-2111
三豊市	栗島、志々島	海上輸送費用の80%	三豊市環境衛生課 電話 0875-62-1120 三豊市詫間支所住民課 電話 0875-83-8802
土庄町	豊島、小豊島	海上輸送費用の80%	土庄町住民環境課 電話 0879-62-7010
直島町	直島、向島、屏風島	海上輸送費用の全額	直島町環境水道課 電話 087-892-2225
多度津町	佐柳島、高見島	海上輸送費用の80%	多度津町総務課 電話 0877-33-1110